

新旧対照表

○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

新	旧
(文書の交付に代えることができる電磁的方法等) 第2条 条例第9条第3項（条例附則第25項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により同条第1項の規定による文書の交付に代えて行う当該文書に記載すべき重要事項の提供は、次に掲げる方法によるものとする。 (1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</u> 2 (略)	(文書の交付に代えることができる電磁的方法等) 第2条 条例第9条第3項（条例附則第25項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により同条第1項の規定による文書の交付に代えて行う当該文書に記載すべき重要事項の提供は、次に掲げる方法によるものとする。 (1) (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</u> 2 (略)